# 第6章 保護に係る諸手続き

重要文化財である建造物の保存活用にあたって、文化財保護法に規定される主な手続き、 および本計画の改定に係る手続きについて整理する。

手続きに必要な書類は、松戸市教育委員会および千葉県教育委員会を経由して文化庁に提出する。

本章において手続きが明確ではない行為については、その都度、千葉県教育委員会および文化庁と協議して決定する。

# 第1 文化庁長官への届出を要する行為

- ○所有者が管理責任者を選任、または解任したとき
- ○所有者が変更したとき
- ○所有者が管理責任者を変更したとき
- ○所有者または管理責任者が氏名もしくは名称または住所を変更したとき
- ○建造物に滅失、き損などの事故があった場合
- ○建造物を修理しようとするとき

表 6-1 文化庁長官への届出が必要な事項(提出先はすべて文化庁長官)

項目	手続者	手続き	提出期限	根拠法令
管理責任者の選任・ 解任	所有者 管理責任者	届出	20 日以内	法第 31 条第 3 項
所有者・管理責任者 の変更	新所有者 所有者·新管理責任者	届出	20 日以内	法第 32 条第 1、2 項
所有者・管理責任者 の氏名・名称の変更	所有者 管理責任者	届出	20 日以内	法第 32 条第 3 項
滅失・き損	所有者 管理責任者	届出	10 日以内	法第 33 条
修理の着手	所有者または管理団体	届出	着手の 30 日前まで	法第43条の2第1項
修理の終了	届出者	報告	遅滞なく	_

### 1. 修理届

#### (1)修理届を必要としない行為

- ○き損の拡大を防ぐための応急措置
- ○文化庁からの補助金の交付を受けて行う修理
- ○文化庁長官の命令または勧告を受けて行う修理
- ○文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理
- ○基準1および基準2に影響を与えない基準4、基準5を対象に行う修理

#### (2) 修理届の事後届出とする行為

小修理、き損の拡大を防ぐための応急措置のなかで、以下の条件をすべて満たす修理について、修理届の事前届出を不要とし、事後の届出とすることができる。

# 条件

- ○平成2年~平成3年に実施した保存修理工事における工法および材料が明確で、かつこれにならい行う修理。
- ○施工内容について、文化財建造物修理主任技術者\*と同等、または文化財建造物の修理経験のある市担当職員の指導および助言の元に行う修理。
- ○国指定、県指定、国登録の文化財建造物修理、またはそれと同等の経験がある施工業者に よる修理。
- ○定期的に発生する修理。
- ○修理にあたっては、表 6-2 に示す範囲とし、木部については矧木または埋木を原則とする。
- ※文化庁が実施する主任技術者講習会の普通または上級コースを受講した者のこと。

# 対象外

- ○指定範囲外の渡廊下棟。
- ○床の間のすべて。
- ○基準 4 および基準 5 に該当する部位については、基準 1 または基準 2 に該当する部分と接続または含んでいない場合。
- ○以下の希少材。以下のほかであっても、修理にあたっては材料の希少性をよく確認する。
- ・表座敷棟の入側(南面)の東端に位置する一枚物の板戸
- ・表座敷棟の縁(西面)の戸袋用の板戸
- ・離座敷棟の茶の間の組天井
- ・離座敷棟の南面および西面の戸袋
- ・湯殿の杉板網代組の天井

表 6-2 日常管理行為および事前提出不要の修理の範囲

	修理内容	範囲
縁板	釘の締め直し	_
	割れやひび等の軽微な補修や取替	0.5 ㎡~1 ㎡以内
外壁	荒壁に至らない土壁および板壁の軽微な補修	1~3 m²以内
内壁	荒壁に至らない土壁および板壁の軽微な補修	1~3 m²以内
床	釘の締め直し	_
	割れやひび等の軽微な補修や取替	2~4 m²以内
畳	畳床の取替	2 畳半以下
屋根	瓦および銅板の葺き替え	1~6 ㎡以内
	板庇の補修	0.2~6 ㎡以内
	雨樋の脱落や亀裂などの補修	_
天井	軽微な補修や取替	2枚以内(羽重ね張り)
建具	木部の矧木および埋木	_
	引手金物の補修	
その他	隅金具の釘の打ち直し	

# 第2 文化庁長官の許可を要する行為

### 1. 文化財建造物の現状を変更しようとするとき

文化財建造物が指定されたときの状態を変えることを「現状変更」といい、次のような場合が該当する。また、現状変更により復原した箇所に変更を加える行為を行う場合も含まれる。 文化庁長官は、現状変更を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているた

文化庁長官は、現状変更を計可するにあたり、文化番議会に鉛向することとされているだめ、手続きの時期については、事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

- ア 改造する場合 (間仕切りの取り付けまたは撤去など)
- イ 意匠上重要な箇所あるいは当初の意匠が残る部分および復原した意匠部分に変更を行う場合
- ウ 構造、形式、規模を変える場合
- エ 部材の材種、材質、寸法、工法を変える場合
- オ 建設時の姿に復そうとする場合
- カ 移築または曳家をする場合
- キ 建物の建つ地盤の高さを変える場合

表 6-3 文化庁長官の許可が必要な事項

項目	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
現状変更	行為を行お	文化庁長官	事前	維持の措置も	法第 43 条第
または保存	うとする者			しくは応急措	1項
に影響を及				置または影響	
ぼす行為				が軽微の場合	
				は除く	

### 2. 許可を必要としない行為(現状変更)

#### (1)維持の措置

# 1) 事前に修理届を要する行為

構造上および生命の安全性確保のために必要不可欠であって、建造物に大きな現状の変更を強いないもの、かつ文化財的価値を損なわないことが明らかであるものについては、修理を行う者は事前に松戸市教育委員会および千葉県教育委員会と十分協議したうえで実施する。

### 2) 事後に事務連絡を要する行為(応急措置)

現状を変更する行為が「許可が必要な行為」に該当する場合には、文化庁長官へ「現状変更許可申請書」に関連資料を添付し提出する。

判断に迷う場合は、文化庁と協議する(国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに 重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第1条、第8条)。

- ○き損の拡大を防止するための応急処置
- ○非常災害のために必要な応急措置
- ○被災建築物のき損防止および解体保管措置
- ○予想される災害に対する応急的な予防措置

### 3. 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき

「保存に影響を及ぼす行為」とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その 行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、文化財建造物の 保存上、好ましくない影響を与える行為をいう。

また現状変更により復原した箇所に影響を及ぼす行為を行う場合も含まれる。

- ア 計画区域内で、建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- イ 建造物の周辺における切土、盛土、掘削で、その建造物の構造耐力を弱めたり、災害を 及ぼす恐れのある場合
- ウ 建造物の内部に、売店・詰所など防災および美観上問題を生じやすいような仮設的な施 設を設ける場合
- エ 建造物内に、その建造物の構造耐力を弱めるような重量物を搬入しようとする場合
- オ 襖や障壁画など建造物の一部に、直接触れる手法により模写する場合
- カ 建造物から直接型取りを行い、模造する場合

### 4. 許可を必要としない行為(保存に影響を及ぼす行為)

#### (1) 保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

行為が軽微なものに該当するかの判断は、その都度、松戸市教育委員会および千葉県教育委員会を通じ文化庁に確認する。

保存に影響を及ぼす行為が「許可が必要な行為」に該当する場合は、文化庁長官へ「保存に影響を及ぼす行為許可申請書」に関連資料を添付し提出する。判断に迷う場合は、文化庁と協議する。

なお、現状変更および保存に影響を及ぼす行為については、許可に時日を要するため注意 する.

### 第3 計画の改定に係る手続き

本計画は、関連法令や社会情勢の変化、痕跡調査の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し、 改定を行う。

計画の改定にあたっては、所有者である松戸市は、文化庁並びに千葉県教育委員会、その 他関係機関と協議・調整のうえ、取りまとめた改定計画案を文化庁へ提出し、確認を受ける。

### 第4 国指定名勝の管理・現状変更に関する届出等

届出基準など事務手続きについては、「名勝徳川昭武庭園(戸定邸庭園)保存活用計画」 に記載のとおりとする。

なお、現時点で建造物に附指定の物件はないが、一体となって価値を形成する、または形成する可能性のある物件は存在する(表門、沓脱石など)。これらの物件の位置を変更する際には、関係各所に確認をした上で適切な手続きを行う。